

平成24年度実践キャリア・アップ戦略キャリア段位制度実施事業

補助事業者 公募要領

目 次

I. 平成24年度実践キャリア・アップ戦略キャリア段位制度実施事業の補助事業者の募集について

1. 事業の目的
2. 事業内容、対象事業者等
3. 補助事業者の選定
4. 審査基準
5. 応募方法
6. 応募書類提出後のスケジュール

II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について
2. 交付決定通知について
3. 事業の経理等について

I. 平成24年度実践キャリア・アップ戦略キャリア段位制度実施事業の補助事業者の募集について

1. 事業の目的

この事業は、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）の国家戦略プロジェクトの一つとして位置付けられた実践キャリア・アップ戦略を推進するため、東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）及び日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）に基づき、実践キャリア・アップ戦略キャリア段位制度実施事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費を国が補助することにより、実践的なキャリア・アップの仕組みを構築すること等を通じて、成長分野への労働移動を図り、当該分野における専門的人材を育成することを目的とします。

2. 事業内容、補助事業者等

(1) 事業内容

実践キャリア・アップ戦略モデル事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める補助事業を、以下の対象業種ごとのキャリア段位制度実施事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施します。

- (1) 介護プロフェッショナル
- (2) カーボンマネジャー
- (3) 食の6次産業化プロデューサー

(2) 補助事業者

① 補助事業を円滑に実施できると認める者について、以下の対象業種ごとに補助事業の事業主体（以下「補助事業者」という。）を1団体ずつ募集します。

- (1) 介護プロフェッショナル
- (2) カーボンマネジャー
- (3) 食の6次産業化プロデューサー

② 補助事業者は、以下の全てに該当する者としてします。

- (1) 補助事業を行うために必要な専門性を有している者。
- (2) 補助事業を行うために必要な中立性及び公平性を確実に有している者。
- (3) 一般社団法人、一般財団法人、公益法人、特定非営利活動法人、特例民法法人又はその他任意団体であつて、次に掲げる要件を全て満たす者。
 - イ 公益性の高い事業を行うことができる者であること。
 - ロ 補助事業に関する知見及び理解を有する者であること。
 - ハ 不誠実な行為がなく、信用状態が良好であること。
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。

ホ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していないこと。

ヘ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある者ではないこと。

なお、法人格を有しない任意団体の場合は、交付要綱第3条第3項及び第5条第3項の規定に適合することを条件とします。

③ 補助事業者は、以下の全ての条件を満たす者とします。

(1) 補助事業の目的を理解し、継続して安定的に実践キャリア・アップ戦略キャリア段位制度（以下「キャリア段位制度」という。）の実施に取り組む意思があること。特に、国による経費の補助が終了した後においても、継続してキャリア段位制度の実施に取り組む意思があること。

(2) 補助事業及びその成果の管理を的確に遂行するに足るマネジメント能力を有すること。

(3) 補助事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(4) 次に掲げる者とよく連携すること。

イ 内閣府（実践キャリア・アップ戦略専門タスクフォース（ワーキング・グループ等を含む。）を含む。）

ロ 関係省庁

ハ 他の対象業種の補助事業者

ニ 大学、専門学校等の教育機関

ホ 関係の業界団体

ヘ その他補助事業の実施において連携すべきと考えられる者

(5) 補助金の中から、実践キャリア・アップ戦略キャリア段位制度のデータ管理システム（以下「実践キャリア・アップ戦略システム」という。）の開発及び維持・運営に当たり、他の対象業種の補助事業者と共同で、協調して円滑に取り組めること。

(6) 取得した個人情報等について適切に管理を行えること。

④ 補助事業は、以下のすべての条件を満たすものとします。

(1) 実践キャリア・アップ戦略が、東日本大震災からの復興の基本方針及び日本再生戦略に基づくものであることに配慮し、特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）において重点的に事業を実施すること。

(2) 制度の信頼性を担保するため、公平かつ公正に制度を実施すること。

- (3) キャリア段位制度のレベル認定申請者を増加させるため、積極的に普及啓発に努めること。
- (4) ③(4)に掲げる者と連携して、周知を行うこと。
- (5) 国による経費の補助の終了後に、手数料収入等の自主財源に基づき事業運営を行うことを想定して、補助事業の業務体制を整備すること。
- (6) 対象業種ごとの実施要領に基づき、事業を実施すること。

(3) 事業の実施期間及び評価について

キャリア段位制度については、当面平成26年度まで国庫補助を行い、その後は補助事業者の独自採算によって運営することを想定しています。このため、毎年度2月末までに補助事業者が事業を適切に実施しているかについて評価を行い、補助事業を継続して行うに相当と認められる場合は、予算の範囲内で継続して補助事業を実施させることができることとします。

(4) 事業の経費について

補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認められる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付します。

① 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の額は、下表のとおりとします。

【表：補助対象経費の区分、補助率及び補助金の額】

補助対象経費の区分	内 容	補助率	補助金の額
事業費	イ 人件費（職員人件費、補助員人件費） ロ 事務局運営経費（職員旅費・交通費、事務所借料費、消耗品費、印刷製本費、図書文献費、通信運搬費等） ハ 委員会等会議開催経費（委員等謝金、委員等旅費、会議費、会場等借料等） ニ キャリア段位制度関係費（認定証発行経費、講習会開催経費、講師謝金、講師旅費・交通費等） ホ 普及啓発費（説明会開催経費、ホームページ作成費、パンフレット作成・印刷・配送費、新聞・雑誌広告費、委託調査費等） ヘ その他経費（租税公課等） ト 一般管理費	10/10 以下	補助対象経費にかかった総額から、収入を差し引いた金額。ただし、交付決定額を上限とする。

システム設計・開発・維持費	イ システムマネジメント費（システムコーディネーター人件費、システム業者公募経費等）		
	ロ システム設計・開発費		
	ハ システム維持・管理・運営費		

② 補助事業者は、キャリア段位制度のレベル認定申請者等が自ら支払うことが相当と認められる範囲で、手数料を徴収するものとします。手数料の額は、平成27年度以降の独立採算での運営や(5)のキャリア段位レベル認定者数の目標等を勘案して検討し、内閣府と協議して決定することとします。なお、特定被災区域における手数料を定める際には、当該地域の実情に十分配慮することが必要です。

あわせて、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的を達成できると考えられる範囲で、手数料以外の収入を得ることができるものとします。ただし、こうした収入を得る場合には、事前に内閣府の了承を得る必要があります。

なお、補助事業者は、得た収入については、補助の目的に資する範囲でのみ活用できるものとします。

[参考：実践キャリア・アップ戦略専門タスクフォースで示された、今年度から平成26年度までの3年間のレベル認定手数料の想定額]

対象業種	被災地域等以外の者	被災地域等の者
介護プロフェッショナル	6,900円	3,400円
カーボンマネジャー	19,300円	8,000円
食の6次産業化プロデューサー	18,300円	8,000円

③ 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするときは、計画変更届の提出が必要になります。ただし、各配分額の20%以内の流用増減を除きます。

補助事業の内容を変更しようとするときも、計画変更届の提出が必要になります。ただし、次に掲げる軽微な変更は除きます。

イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

ロ 補助目的及び能率的な補助目的達成に関係のない事業計画の細部の変更である場合。

(5) キャリア段位レベル認定者数の目標

キャリア段位制度については、以下のとおり、対象業種ごとのキャリア段位レベル認定者数の目標を設定しています。

	介護プロフェッショナル	カーボンマネジャー	食の6次産業化プロデューサー
今年度から平成26年度まで（当面3年間）の累計	2万人	1.3万人	1万人
平成27年度以降	2万人（各年度）	7千人（各年度）	5千人（各年度）
2020年度（平成32年度）までの累計	1.3万人	5万人	4万人

(6) 実践キャリア・アップ戦略システム

補助事業者は、内閣府の指示の下、実践キャリア・アップ戦略システムの基本設計を踏まえて、他業種の補助事業者と共同して、実践キャリア・アップ戦略システムの設計・開発を行うこととなります。

なお、実践キャリア・アップ戦略システムのイメージについては、「実践キャリア・アップ戦略システムの仕様書案（参考例）」を参照してください。

(7) 交付要綱及び実施要領

補助事業は、(1)から(6)までの規定のほか、交付要綱及び対象業種ごとの実施要領に基づいて実施することとなります。

3. 補助事業者の選定

補助事業は一般公募により、広く企画の提出を求める「企画競争」として提案を募集するものであり、提案内容について補助事業者の選定及び事業実施状況の評価等を行う主体として実践キャリア・アップ戦略キャリア段位制度実施事業選定評価委員会（以下「内閣府選定評価委員会」という。）を開催します。また、内閣府選定評価委員会は、過半数を外部有識者によって構成することとし、公平かつ公正な審査を行った上で選定します。

選定に当たっては、まず事務局にて書類に不備が無いかについて確認いたします。次に、内閣府選定評価委員会において、ヒアリング審査の必要性を判断します。ヒアリング審査を実施する場合は、ヒアリング審査の対象とする事業者を決定し、当該事業者について評価を行い、選定を行うこととします。なお、選定の際に条件を付す場合もあります。

4. 審査基準

補助事業者の選定については、実践キャリア・アップ戦略キャリア段位制度実施事業の適正かつ円滑な実施を確保するために、まず本公募要領2.(2)②(3)（イ及びロを除く。）に該当しているかどうかについて確認し、当該要件を満たしている事業者について、

内閣府選定評価委員会において、以下の項目を総合的に審査して選定します。

【事業内容・体制】

(1) 事業内容

- ① 本事業の目的を理解し、実施要領に掲げる全ての事業の内容が具体的かつ効果的に提案されているか。
- ② キャリア段位レベル認定者数の目標を達成できるよう、普及啓発や関係者との連携方策等、事業内容について工夫が行われているか。

(2) 事業の実施・管理体制（実施体制、スケジュール）

- ① 事業を達成するための事業実施体制及び事業管理体制が合理的なものとして具体的に示されているか。
(例) 担当責任者・スタッフの配置、提案を提出した事業者と連携する事業者との関係、コンソーシアムを構成する事業者内の役割分担
- ② キャリア段位制度の信頼性を担保するため、中立かつ公正な事業運営を行う体制が確保されているか。
(例) 中立性・公正性を担保するための各種規程の策定体制
- ③ 特定被災区域において幅広く事業を実施する方策が講じられているか。また、それ以外の地域においても、希望者がレベル認定を受けられる方策が講じられているか。
- ④ 提案されたスケジュールが、合理的なものとして具体的に示されているか。

(3) 事業経費の効率性

- 事業を行うために必要な経費は、各事業について、それぞれ具体的に見積もられているか。また、その内訳は適正かつ合理的なもの認められるか。

(4) 東日本大震災からの復興への貢献等

- 東日本大震災からの復興に資するものであるとの事業目的を十分に理解し、特定被災区域において先行的・重点的に事業を実施する計画が具体的に示されているか。

【事業者の能力】

(1) 専門性

- 対象業種の分野に専門性・知見があるか。例えば、本事業の類似事業の実績として、対象業種におけるサービスや人材の評価・認定事業、人材育成事業等を行った実績があるか。また、その成果が具体的かつ明確に示されているか。

(2) 中立性・公平性

- ① 対象業種のうちの特定の分野に偏らず、中立・公正な運営を行えるか。
- ② キャリア段位制度のレベル認定を受けようとする者を研修する機関と利益相反の関係に立っていないか。例えば、レベル認定を受けようとする者を研修する機関でないか。

(3) 公益性・信頼性

- ① 公益的な活動を行うことができる団体か。例えば、対象業種に関する国の事業を実施した実績があるか。
- ② 財務状況・経理処理体制は健全かつ適正であるか。法人ではない任意団体の場合は、営利を目的とせず、事業を的確に実施する能力、適切な管理体制・処理能力を有しているか。
- ③ 取得した個人情報等について適切に管理を行えるか。

(4) 継続性

- ① 事業の目的を理解し、継続して安定的にキャリア段位制度の実施に取り組む強い意欲と意思が認められるか。
- ② 特に、国による経費の補助の終了後も、手数料収入等の自主財源に基づき事業運営を行うことを想定しているか。

5. 応募の方法

(1) 応募方法の流れ

(3)の説明会に出席した上で、(4)のとおり、平成24年10月9日(火)17時までに、必要な書類等を提出してください。

(2) 公募期間

平成24年9月18日(火)から平成24年10月9日(火)17時まで

(3) 説明会の開催

本事業に係る説明会を以下のとおり開催しますので、応募される方は必ず御参加ください。説明会に参加される場合は、以下の連絡先まで、事前にご連絡ください。

説明会においては、事前にいただいた質問事項への回答や質疑応答を行います。説明会の時間は延長することがありますのでご留意ください。

なお、応募に当たっては、説明会への参加を必須とし、参加されていない方の応募は無効とします。

<公募説明会>

○ 日時：平成24年9月27日（木）14時～16時

○ 場所：内閣府合同庁舎第4号館5階545会議室

（住所：〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1）

〔説明会に参加される場合の連絡先〕

説明会に参加される場合は、平成24年9月26日（水）正午までに、以下の内容を記載の上、内閣府産業・雇用担当までFAX（03-3581-4772）にてお申し込みください。なお、確認のため、FAXを送付した旨を、内閣府産業・雇用担当まで電話（03-3581-9044）にてご連絡ください。

- 表題：「キャリア段位制度実施事業の説明会への参加希望」
- 説明会参加法人等の名称
- 説明会参加者の「氏名（ふりがな）」
- 連絡先（住所、電話番号、FAX番号）

(4) 応募書類等の提出

①の応募書類等を必要部数用意し、平成24年10月9日（火）17時までに（必着）、②の提出先に提出してください。なお、提出に当たっては、③の提出方法にしたがって提出してください。

①応募書類等及び必要部数

以下の（1）～（5）の書類を10部ずつ提出していただくとともに、これを保存したコンパクトディスク（ウイルスチェックを実施したもの）1部を同封してください。ただし、（5）のロ、ハ及びニについては、書類1部のみでも構いません。

（1）申請書【様式1】

法人等の名称、代表者の氏名・押印、担当者の連絡先等を記載してください。

（2）補助事業の提案内容説明書【様式2】

事業の目的、事業の概要、事業実施に当たっての工夫、東日本大震災からの復興への貢献方法等について記載してください。

（3）補助事業の実施体制説明書【様式3】

法人等の概要、補助事業の実施体制、事業計画・スケジュール等について記載してください。

（4）補助事業の遂行能力説明書【様式4】

対象業種に関する専門性・知見、公益性、信頼性等について記載してください。

（5）添付書類

以下の書類を添付してください。

イ 補助事業に要する経費の内訳や手数料収入等を記載した補助事業の収支予

算書。なお、経費のうちシステム設計・開発・維持費については、記載する必要はありません。また、経費の内訳については、2.(4)①の表の内容欄を参考にしつつ記載してください。

- ロ 提案者が営む主な事業の内容が分かるもの（パンフレット等）
- ハ 提案者の財務規則及び直近の決算報告書
- ニ 連携する事業者、コンソーシアム構成事業者等がある場合は、当該事業者が営む主な事業の内容が分かるもの（パンフレット等）

②提出先

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（産業・雇用担当）
実践キャリア・アップ戦略キャリア段位制度実施事業（補助金）担当
〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1

③提出方法

持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります（提出期限必着のこと。）。

提出物は、封筒に入れ、宛名を「内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（産業・雇用担当）行」とし、その横に「実践キャリア・アップ戦略キャリア段位制度実施事業提案書」と赤字で分かりやすく明記してください。

(5) 応募に関する質問の受付及び回答

○受付先

〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（産業・雇用担当）

○受付方法

電話、FAX（A4、様式自由）にて受け付けます。（来訪等による問合せには対応しません。）

電話：03-3581-9044 FAX：03-3581-4772

○受付期間

平成24年9月28日（金）までの平日の10時から17時まで

○回答

平成24年10月2日（火）17時までに、説明会参加者に対して回答いたします。なお、9月25日（火）17時までにいただいたご質問については、9月27日の公募説明会の際に可能な限り回答いたします。

6. 応募書類提出後のスケジュール

応募書類提出後の概略スケジュールは以下のとおりです。

必要に応じて、内閣府選定評価委員会にて、ヒアリング審査を実施いたします。内閣府選定評価委員会のヒアリング審査を実施するかどうか、実施する場合にヒアリング審査の対象となるかどうかについては、別途、連絡します（書面審査により、ヒアリング審査の対象外となった場合も、その旨を連絡します）。

公募締切り 平成24年10月9日（火）17:00



応募書類の審査



内閣府選定評価委員会



補助事業者採択の内示（10月下旬頃）

↓ その後すみやかに

事業実施計画書等の提出

（内示を受けた者は、辞退する場合を除き、事業実施計画書及び添付書類等を提出してください。）



交付決定通知



事業の実施

II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について

本事業については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

2. 交付決定通知について

(1) 事業実施計画書の提出

公募により選定された事業者には、交付要綱に基づき、そこに定められた様式で、事業実施計画書（経費積算を含む）等を提出していただきます。事業実施計画書等は提案書の内容と、選定時の調整事項を踏まえ、作成いただきます。

(2) 内閣府からの交付決定通知

内閣府は、提出された事業実施計画書等の内容について調整・協議を行い、資金の交付が適当と認められた事業者に対して、交付決定の通知を行います。

(3) 事業の開始

事業者は、内閣府からの交付決定通知後に、事業を開始することが可能となります。事業者が補助目的を達成するため他の事業者等と再委託等の契約を締結するに当たっては、契約日は内閣府からの交付決定を受けた日以降となりますので注意してください。

3. 事業の経理等について

(1) 事業の経理等について

本事業の経費については、収支簿を備え他の経理と明確に区分して経理し、事業資金の用途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を整備しておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、本事業の完了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告

事業者は、平成25年1月末までに、それまでの事業の実施状況について、内閣府に報告しなければなりません。また、内閣府選定評価委員会のヒアリング等に求めに応じて対応しなければなりません。

また、事業者は、事業終了時に実績報告書を作成し、内閣府に提出していただきます。

(3) 概算払

概算払を行うことが可能ですので、必要に応じて、概算払請求書を内閣府に提出してください。

(4) その他

本応募で登録された個人情報は、実践キャリア・アップ戦略キャリア段位制度実施事業の運営の目的のみに使用いたします。